

様式第 1 0

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、下北地域広域行政事務組合	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで	同左

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現 状 (平成30年度)	目 標 (令和7年度) A	実 績 (令和7年度) B	実績 /目標
排出量	事業系 総排出量	t	t	%
	1 事業所当たりの排出量	t	t	%
	生活系 総排出量	t	t	%
	1 人当たりの排出量	254kg/人	227kg/人	67%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	t	t	%
再生利用量	直接資源化量	t	t	%
	総資源化量	6,629t(23.2%)	6,001t(21.2%)	2,125t(9.1%) 700%
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	8,703MWh	6,700MWh	5,174MWh
最終処分量	埋立最終処分量	159t(0.6%)	3,093t(11.4%)	3,773t(16.7%) 150%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

【排出量－生活系 1 人当たりの排出量】 本組合における生活系ごみ排出量(各年度)の推移を分析すると、全体としては減少傾向にあり、可燃ごみについては順調に減少している一方、不燃ごみ及び粗大ごみについては横ばい又は増加に転じている年度もある。このことから、特に不燃ごみ及び粗大ごみの減量化(再資源化)が進んでいないことが要因と考えられる。

【再生利用量－総資源化量】

本組合における資源化量（各年度）の推移を分析すると、明らかな減少傾向にある。資源ごみの排出量では、当組合の収集区分であるびん類、ペットボトル、白色トレイ、缶類、紙類いずれも減少傾向にあり、集団回収量も減少している。

そのほか、本組合に特有の要因として、令和５年度まで稼働した旧施設は、焼却施設の処理方式に熔融方式を採用し、処理後に発生する熔融スラグその他副生成物の再資源化を行っており、これが資源化量（リサイクル率）の向上に大きく寄与していた。これに対して、令和６年度に稼働を開始した新施設は焼却方式であり、前述の再資源化がないことから、令和６年度以降の資源化量（リサイクル率）は大きく減少となっている。

資源化量（リサイクル率）は、民間回収の進展等もあり、全国的にも横ばい又は緩やかな減少傾向にあると認識しているが、特に本組合では、資源である缶・びん等が不燃ごみに混入し排出されている状況が顕著に見られることから、住民の再資源化意識・リサイクルへの取組不足が、資源化量（リサイクル率）の低下の一因になっていると考えられる。

なお、総資源化量（リサイクル率）について、本組合では、下北地域循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）における令和７年度目標値を 6,001t(21.2%)と設定しているが、そもそもの目標設定が過大であったと考える。直近の一般廃棄物処理事業実態調査（令和６年度実績）では、リサイクル率が青森県 11.9%、全国 19.3%となっている。本組合では、地域計画を令和元年度に策定したが、旧施設と新施設で処理方式が異なるにも関わらず、旧施設でのリサイクル率に近づけるため、予測（目標値）を大幅に引き上げたことが要因と考えられる。

【エネルギー回収量－一年間の発電電力量】

本組合では、令和７年度目標値を 6,700MWh に設定しているが、これは、地域計画の策定当時、複数社から提示のあった発電電力量の平均値を採用したものである。これに対して、実績値は、新施設の発電設備、能力、稼働実績等から実際に算出されたものであり、目標と実績の乖離の要因となっている。

また、搬入される可燃ごみ量が計画より少なく、ごみ量調整のため焼却炉の片炉運転を行ったこと等も発電量減少の一因と考えられる。

【最終処分量－埋立最終処分量】

埋立最終処分量は、大部分が焼却処理残渣、すなわち焼却灰となっている。地域計画では、令和７年度目標値の設定に当たり、焼却処理残渣発生量の算定方法として、可燃ごみの総排出量及び不燃ごみ・粗大ごみの破碎後焼却対象物量の計に、一般値（経験値）として 11% を乗じて算出している。これに対して、実績は、令和７年度の焼却灰搬出量を焼却処理量で除して得られる数値が 14.96%となっており、新施設の焼却設備、能力、稼働実績等に基づくものである。

このことが、目標と実績の乖離の要因となっている。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和12年度まで

【排出量－生活系 1人当たりの排出量】

前述のとおり、不燃ごみ及び粗大ごみの減量化（再資源化）が進んでいないことから、不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる小型家電や家具等のうちリユース可能なものは、ごみとして出すのではなく、リユース、リサイクル等してもらうことが重要と考える。

したがって、本組合が所管するごみ処理施設の見学等を通じた住民への環境教育・普及啓発活動の推進とともに、構成市町村における小型家電回収ボックスの取組拡充など各種施策、青森県の「もったいない・あおもり県民運動」、国の「環境月間」等と連携し、リサイクルしやすい環境づくりや、住民への周知・啓発に取り組んでいく。

このほか、食品ロスの削減や、紙ごみ・衣類・廃油等の再資源化推進のため、構成市町村のほか、民間の古紙リサイクルセンター・エコステーション等の取組とも連携し、取り組んでいく。

【再生利用量－総資源化量】

前述のとおり、ごみ・資源の分別が遵守されていない現状から、住民の再資源化意識の向上が重要と考える。

したがって、本組合が所管するごみ処理施設の見学等を通じた住民への環境教育・普及啓発活動の推進とともに、当地域のごみ分別・収集を所管する構成市町村と連携し、分別区分の遵守について住民への周知徹底を図る。

また、構成市町村における小型家電回収ボックスや資源ごみ集団回収の取組拡充など各種施策、青森県の「もったいない・あおもり県民運動」、国の「環境月間」等と連携し、リサイクルしやすい環境づくりや、住民への周知・啓発に取り組んでいく。

さらに、紙ごみ・衣類・廃油等の再資源化推進のため、構成市町村のほか、民間の古紙リサイクルセンター・エコステーション等の取組とも連携し、取り組んでいく。

このほか、本組合では現在、白色トレイを分別収集し再資源化を行っているが、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品についても、分別収集・再資源化に向けて、検討及び取組を進める。そのためには、分別収集を所管する構成市町村の協力を得るとともに、新施設は、プラスチック資源の受入れに対応した設備になっていないことから、施設として対応可能なのか、追加の設備や人員、費用等の諸課題を解決する必要があるものの、令和6年度に策定した下北地域一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、「プラスチック資源の資源化に関する検討」の項目において、「構成市町村と一体となってプラスチック資源の資源化に関する検討を模索する。」としている。また、第5次青森県循環型社会形成推進計画では、令和12年度までに県内全市町村で容器包装プラスチック及び製品プラスチックが回収されることを目標として掲げており、県の施策や国の制度とも連携・活用し、令和12年度までの開始に向けて取り組んでいく。

なお、目標値について、地域計画では6,001t(21.2%)を掲げているが、新施設での実績を加味した新たな目標値として、基本計画では、令和21年度に11.9%（令和12年度11.4%）を掲げている。また、第5次青森県循環型社会形成推進計画では、令和12年度に20.0%を掲げていることから、まずはこれら目標値の達成を目指して取組を進めるとともに、地域計画の目標達成に向けて、引き続き取り組んでいく。

【エネルギー回収量－年間の発電電力量】

前述のとおり、年間発電電力量の実績は、新施設の発電設備、能力、稼働実績等に基づくものであり、目標設定時とは前提が異なるものであるが、本組合が可能な取組としては、施設の計画外停止を起こさないことや、ごみ処理量を調整する等して炉の停止期間が少なくなるよう運転管理するなど、新施設での２年間の運転実績を活かし、より効率的な運営を行うことにより、発電効率・発電電力量の向上を図っていく。

【最終処分量－埋立最終処分量】

前述のとおり、埋立最終処分量の実績は、新施設の焼却設備、能力、稼働実績等に基づくものであり、目標設定時とは前提が異なるものであるが、埋立最終処分量の大部分を占める焼却灰の減量のためには、可燃ごみの減量化・資源化が重要であることから、前述の１人当たり生活系排出量の減量等に記載した取組を進めていく。

(都道府県知事の所見)

目標を達成できなかった生活系１人当たりの排出量、再生利用量（総資源化量）、エネルギー回収量（年間の発電電力量）及び最終処分量（埋立最終処分量）の各項目について、「３ 目標達成に向けた方策」に記載した取組を着実に実施することにより、目標が達成されるよう期待する。